



そろそろ梅雨入りようです。6月なのに30℃を記録したりと、今年も暑い夏になりそうです。反面朝晩は冷えるので、ご注意ください。弊社は6月1日をもちまして、開業14周年を迎えました。これもひとえに、皆様のご愛顧のおかげと心より御礼申し上げます。今後ともますます精進して参りたいとおもいますので、末永くご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



1. 氏名変更

●氏名のフリガナを訂正したら？

～戸籍法改正に伴って～

→**戸籍法の改正**により、R7. 5. 26 から**戸籍にフリガナ**が記載されるようになりました。これに伴って、本籍地の市区町村長から記載される予定のフリガナの**通知**が送られてきます。このフリガナに**間違い**がある場合は、**‘フリガナの届出’**を提出し正しいフリガナへ訂正をしてもらいます。

→フリガナの訂正をした場合、社会保険の届出は必要か？というご質問ですが、基本的には**届出は不要**です。フリガナが変わると、年金記録・健康保険のフリガナも**自動的に変更**される形です。なお、資格確認書をお持ちのみなさんには、**新しい資格確認書**が送られてきます。

→なお、**年金**を受給中のみなさんは、受取先口座のフリガナが変わる場合は**変更の手続きが必要**になります。年金機構から**‘氏名変更のお知らせ’**が届くため、これが届き次第、受取先金融機関の口座名義変更の手続きをするようにしましょう。この手続きを行わないと、**年金が振り込まれなくなってしまう**ため注意が必要です。国民年金を口座振替で支払っている場合も、変更手続きが必要になります。

→**共済組合**からの年金を受給されている場合はこちらでも変更手続きが必要になるため、共済組合へ連絡をするようにしましょう。

2. 年金

●年金はどう変わるの？

～年金制度改正法案～

→年金制度改正法案が参議院へ送られ、今国会で成立の見通しです。どのような改正なのか、みてみましょう。

【**年金制度改正法案**】((※)内は開始時期)おもなもの

①被用者保険の適用拡大等

- ・短時間労働者の**賃金要件**(月8.8万) **撤廃**(※公布から3年以内)、**企業規模要件**(常勤51人以上)もR9.10～R17.10で段階的に**撤廃**
- ・常時5人以上を使用する**個人事業所**を適用事業所へ(※R11.10)

②在職老齢年金制度の見直し(※R8.4)

支給停止基準額を50万→**62万**へ

③遺族厚生年金等の見直し(※R10.4)

18歳未満の子のない20～50代の配偶者を原則5年の**有期給付**の対象へ、60歳未満の**男性**も新たに支給対象

④厚生年金保険の標準報酬月額の上限の引き上げ

R9.9～R11.9で段階的に65万→**75万**へ引き上げ

⑤将来の**基礎年金の給付水準**の底上げ(※公布日)

⑥**私的年金制度**の見直し(※公布から3年以内)

iDeCoの加入可能年齢を**70歳未満**へ引き上げ

→①の月8.8万が撤廃されると、**週20時間以上**(学生除く)の場合はみなさん**社会保険加入**となる形です。

今月のピックアップ

●社会保険の被扶養者(子など)の収入要件、変更！？～配偶者は除く～

所得税で特定親族(19歳以上23歳未満の親族)特別控除が創設されたことに伴い、同年齢の収入要件を130万→**150万**へ引き上げる案が出ています。R7.10から開始予定です。

●特定技能、3業種追加！～外国人の受け入れ～

特定技能の業種に、特に人手不足が深刻な分野として‘物流倉庫’‘廃棄物処理’‘リネンサプライ’の3業種が追加される予定です。R7.12の閣議決定を目指しています。

□■お問い合わせ先■□

〒460-0003

名古屋市中区錦2-15-19

アゼット錦ビル5B

中京社会保険労務士法人

電話:052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

